

監査委員公表第620号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき実施した臨時監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年3月30日

大分県監査委員	首	藤	博	文
大分県監査委員	長	野	恭	子
大分県監査委員	末	宗	秀	雄
大分県監査委員	吉	岡	美	智子

第1 監査の概要

1 監査の対象

監査日の属する月の前々月末までの6か月間における旅費、その他需用費等の事務的経費及び現金出納事務、その他必要と認めるもの。

2 監査の実施

知事部局、教育庁及び教育機関並びに警察本部について、平成29年5月15日から平成29年12月15日までの期間において実施した。監査対象機関数の内訳は次表のとおりである。

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

	監査対象機関数
知事部局	12
教育庁及び教育機関	10
警察本部	3
合計	25

3 監査の主眼

旅費、その他需用費等事務的経費の適正支出が確保されているか、また、現金出納事務ほか日常事務が適正に処理されているかを主眼として実施した。

第2 監査の結果

監査を実施した25機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり1機関において、1件の注意事項があった。

その他の機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務が概ね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

(1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により厳重に注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ② 故意又は重大な過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

(2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ② 過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が適正を欠くもの
- ④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの

1 指摘事項

なし

2 注意事項

監査対象機関	監 査 結 果
(教育庁及び教育機関)	
大分県立宇佐高等学校	資金前渡による報償費及び旅費の支出について、精算事務が長期にわたり行われていない事例が認められた。

3 監査の執行状況

監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。

監査対象機関	監 査 実 施 日
(知事部局)	
市町村振興課	平成29年11月21日
大分県税事務所	平成29年10月13日
東部振興局日出水利耕地事務所	平成29年12月15日
南部保健所	平成29年5月15日
中津児童相談所	平成29年12月8日
大分県食肉衛生検査所	平成29年8月4日
大分県産業科学技術センター	平成29年8月4日
大分県立佐伯高等技術専門校	平成29年5月29日
農林水産研究指導センター畜産研究部	平成29年5月16日
玖珠土木事務所	平成29年9月21日
中津土木事務所	平成29年9月20日
宇佐土木事務所	平成29年9月21日
(教育庁及び教育機関)	
中津教育事務所	平成29年12月8日
佐伯教育事務所	平成29年5月15日
香々地青少年の家	平成29年9月20日
大分県立大分工業高等学校	平成29年8月25日
大分県立情報科学高等学校	平成29年5月30日
大分県立三重総合高等学校	平成29年8月25日
大分県立宇佐高等学校	平成29年5月22日
大分県立宇佐支援学校	平成29年5月23日
大分県立中津支援学校	平成29年5月22日
大分県立由布支援学校	平成29年5月30日
(警察本部)	
警察本部会計課	平成29年11月21日

宇佐警察署	平成29年 5 月 16 日
佐伯警察署	平成29年 5 月 23 日